⑵　肉用種

		特　級	1　級	2　級	級　外
黒毛和種、褐毛和種及び日本短角種	血統	血統証明書を有すること。	同　左	同　左	
	能力	別記１の１の⑶の産肉能力検定の成績がＡクラスであること。	別記１の１の⑶の産肉能力検定の成績がＢクラスであること。	左記以外のもの	
	体型	別記２の１の⑵の体型基準に適合すること。	同　左		
無角和種	血統		血統証明書を有すること。	同　左	
	能力		別記１の１の⑶の産肉能力検定を受けていること。	左記以外のもの	
	体型		別記２の１の⑵の体型基準に適合すること。		
その他の品種	血統		血統証明書を有すること。	同　左	左記以外のもの
	能力		別記１の１の⑶の産肉能力検定を受けていること。	左記以外のもの	
	体型		アンガス種及びヘレフォード種にあっては、別記２の１の⑵の体型基準に適合すること。		

2　馬

		特　級	1　級	2　級	級　外
全ての品種	血統	血統証明書を有すること。	同　左	同　左	左記以外のもの
	能力	２級以上に該当する種畜を３頭以上生産していること。	２級以上に該当する種畜を１頭以上生産していること。	左記以外のもの	
	体型	ブルトン種、ペルシュロン種、日本輓（ばん）系種及び半血種（輓系）にあっては、別記２の２の体型基準適合すること。	同　左		

3　豚

		特　級	1　級	2　級	級　外
ヨークシャー種、バークシャー種、ランドレース種、大ヨークシャー種、ハンプシャー種及びデュロック種	血統	血統証明書を有すること。	同　左	同　左	
	能力	別記１の２の産肉能力検定の成績がＡクラスであること。	別記１の２の産肉能力検定の成績がＢクラスであること。	左記以外のもの	
	体型	別記２の３の体型基準に適合すること。	同　左		
その他の品種	血統		血統証明書を有すること。	同　左	左記以外のもの
	能力		別記１の２の産肉能力検定を受けていること。	左記以外のもの	
	体型				

㈱　この告示において「血統証明書」とは、次に掲げる証明書をいう。

⑴　家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号。以下「法」という。）第32条の２第１項の規定により登録規程の承認を受けて家畜登録事業を行う者（以下「家畜登録機関」という。）が、当該登録規程の定めるところにより発行する家畜の血統についての証明書

⑵　法第32条の２第１項に規定する登録規程に定めがない品種については、外国の政府機関により発行され、かつ、家畜の血統を確かめ、又は信ずる旨を記載した証明書

別記１

１　牛

⑴　遺伝的能力評価

①　定義

「遺伝的能力評価」とは、独立行政法人家畜改良センターが実施する乳用牛の遺伝的能力評価をいう。

②　評価方法

独立行政法人家畜改良センターが発表する総合指数（NTP；Nippon Total Profit Index）において等級を判定する日の直近の順位が上位40位以内のものをＡクラスとし、41位以下のものをＢクラスとする。

⑵　後代の能力検定

「後代の能力検定」とは、家畜の能力検定に関する国際委員会（International Committee for Animal Recording）が定める能力検定をいう。

⑶　産肉能力検定

①　定義

「産肉能力検定」とは、家畜登録機関が定める現場後代検定、間接検定及び直接検定をいう。

②　評価方法

現場後代検定又は間接検定において、次の評価基準を満たすものをＡクラスとし、それ以外のもの及び直接検定を受けているものをＢクラスとする。